

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を行うのに必要な事項を定めるものとする。

（対象契約）

第2条 事後審査型入札の対象とする契約は、原則として、業務委託、修繕及び工事のうち、実施額が1,000万円以上のもの（以下「対象修繕等」という。）とする。ただし、緊急の必要性がある場合、特殊なもので入札参加者が限定される場合を除く。

（入札の公告）

第3条 理事長は、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告するものとする。

（参加資格）

第4条 入札に参加する者の資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査（建設業者に限る。）を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- （4） 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者でないこと。
（別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照）
- （5） 埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿又は埼玉県の物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示に基づく登録（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- （6） 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （7） 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- （8） 公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （9） 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者（様式第20号）であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者（様式第21号）は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- （1） 対象修繕等に対応する資格者名簿における業種の発注標準額の業者区分
- （2） 対象修繕等に対応する資格者名簿における業種の経営事項審査の総合評定値の区分
- （3） 対象修繕等に対応する資格者名簿における業種の資格審査数値の区分
- （4） 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地
- （5） 資格者名簿に記載された本店又は主たる営業所の所在地
- （6） 一定の基準を満たす同種・類似修繕又は業務委託の施工実績

- (7) 対象修繕等に配置予定の技術者
- (8) その他必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第5条 対象修繕等の執行伺いを所掌する事務局（支社）長（以下「事務局（支社）長」という。）は、本社又は支社に設置された入札参加資格審査委員会（請負契約等業者選定委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

2 前項の審査は、公益財団法人埼玉県下水道公社請負契約等業者選定委員会設置要綱に定めるところによる。

(公告の方法)

第6条 公告は、対象修繕等の発注所属所が様式第1号により本社及び発注所属所に掲示するほか、公社ホームページ等で行うものとする。

(設計図書等)

第7条 設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、入札参加希望者に閲覧及び貸与するものとする。

2 入札参加希望者からの質疑（様式第2号）及びその回答（様式第3号）の要旨は、入札参加希望者全員に周知するものとする。

(現場説明)

第8条 現場説明会は、原則として実施しないものとする。

(入札参加)

第9条 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（様式第4号）を入札の公告で指定する期限までに発注所属所に提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

- 2 競争参加資格確認申請書を提出し、收受を確認した者は、入札に参加することができる。
- 3 前項の確認は、收受印を付した競争参加資格確認申請書（写）の返却をもって行う。

(入札保証金)

第10条 入札参加希望者は、見積金額の100分の5以上の額の入札保証金の納付を行わなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札参加希望者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行したのものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) その他前号に準ずる場合であると、理事長が認めるとき。
- 2 入札保証金は、入札後、様式第5号の請求書に基づきこれを還付するものとする。
 - 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金は還付しない。

(入札執行者等)

第11条 入札執行者は、事務局（支社）長又は事務局（支社）長が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札に当たって、対象修繕等の発注所属所の職員にその執行を補助させることができる。

(入札の準備)

第12条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する対象修繕等の予定価格の封書、くじその他入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札金額見積内訳書)

第13条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書(様式第6号)を提出させるものとする。

(入札)

第14条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったときは、開始を告げ入札参加者を順次入室させ、対象修繕等の名称及び場所を読み上げるものとする。

- 2 入札執行者は、入札前に競争参加資格確認申請書(写)を提出させ確認することにより、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。
- 3 前項の確認終了後の入札参加は認めないものとする。
- 4 競争参加資格確認申請書(写)を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は認めないものとする。
- 5 入札参加者は、1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。
- 6 入札は、入札書(様式第7号)に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして、入札箱に投入させなければならない。
- 7 入札に参加する者の数が1者の場合であっても、執行するものとする。

(一抜け方式による入札)

第14条の2 対象修繕等において、同一業者が複数の入札に参加することが想定される場合は、入札の公告に、この公告に係る入札を一抜け方式で実施すること、また同時に公告する一つの対象修繕等の入札において落札候補者となった場合は他の対象修繕等の入札に参加できない旨を付記することができる。

(一抜け方式による入札の執行)

第14条の3 一抜け方式により発注する対象修繕等の開札は同一日に連続して実施し、原則として予定価格が大きい対象修繕等から順に行うものとし、入札執行の際は、一抜け方式発注の通知事項を改めて入札参加者に周知したうえで、1件ごとに入札及び開札を行うものとする。

- 2 入札において、同時に公告する一つの対象修繕等の落札候補者となり、当該対象修繕等の入札に参加できない者を除いた結果、有効な入札参加者が1者となった場合は、当該入札の競争性の確保に鑑み、入札の執行を取り止め、入札参加要件等の見直しを行い、再度の入札公告を行うものとする。

(代理人による入札)

第15条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状(様式第8号)により代理人であることを確認しなければならない。

(入札の辞退)

第16条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取扱うものとする。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届(様式第9号)を提出させる。
- (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

(入札書の書替等の禁止)

第17条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札の取りやめ等)

第18条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札)

- 第19条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。
- 2 前項の開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
 - 3 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
 - 4 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比を行わなければならない。
 - 5 開札の結果は、入札価格の低いものから順次その入札参加者及び入札価格を発表するものとする。

(入札の無効)

第20条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 金額の訂正のある入札書による入札
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (5) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札
- (13) 虚偽の競争参加資格確認申請書(写)を提出した者がした入札
- (14) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (15) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札及び納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (16) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(再度入札)

- 第21条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者)がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。
- 2 再度入札は、3回まで行うことができる。
 - 3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。ただし、前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合において最低制限価格未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(不調時の取扱い)

- 第22条 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者(最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者)がない場合は、随意契約とすることができるものとする。
- 2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者から見積書(様式第10号)を提出させるものとする。

(落札候補者の決定)

第23条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低

の価格をもって入札をした者) (以下「第一順位の落札候補者」という。) を落札候補者と決定するものとする。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第24条 事務局(支社)長は、第一順位の落札候補者に対し、落札候補者決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

- 2 第一順位の落札候補者は、参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書(様式第12号)に一般競争入札参加資格等確認資料、修繕又は工事の場合は(様式第13号)、業務委託の場合は(様式第14号)又は(様式第14号-2)(以下「確認資料」という。)を添えて、事務局(支社)長に提出しなければならない。
- 3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始(以下「休日」という。))を除く。)以内に持参により提出しなければならないものとする。
- 4 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために事務局(支社)長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(参加資格の審査)

第25条 事務局(支社)長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加要件を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者(以下「次順位の落札候補者」という。)について審査を行う。この場合において、前2条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

- 2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合は、くじにより審査の順序を決定する。
- 3 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。
- 4 参加資格の審査は、前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行うものとする。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りではない。
- 5 参加資格の審査は、入札参加資格等審査結果調書(様式第15号)により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適合の決定)

第26条 事務局(支社)長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、様式第16号により通知するものとする。

- 2 事務局(支社)長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書(様式第17号)により通知するものとする。
- 3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第27条 入札参加資格不適合通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、事務局(支社)長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

- 2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書(様式第18号)を持参又は郵送することにより行うものとする。
- 3 事務局(支社)長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、回答書(様式第19号)により回答するものとする。
- 4 当該苦情の申出は、第26条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

(契約保証金)

- 第27条の2 契約保証金の納付及び減免については、埼玉県下水道公社財務規程第54条の2第2項に基づくものとする。ただし、対象修繕等については、財務規程第54条の2第2項第3号による免除を認めないものとする。
- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第5号の請求書に基づき、これを還付するものとする。
 - 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金は還付しない。

(その他)

- 第28条 この要領に特別の定めがない事項は、公益財団法人埼玉県下水道公社指名競争入札執行要領の例によるものとする。

附 則 (平成20年3月17日)

- 1 この要領は、平成20年3月17日から施行する。
- 2 財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)試行要領(平成19年9月28日施行)は、平成20年3月31日限り廃止する。

附 則 (平成21年3月12日)

この要領は、平成21年3月12日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日)

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月16日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月30日)

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月18日)

この要領は、平成24年1月18日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この要領は、公益財団法人埼玉県下水道公社の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成25年3月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月1日)

- 1 この附則は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成25年4月30日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月1日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月7日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月9日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月29日)

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。